

春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成17年条例第213号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(受給資格) 第3条 (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号。以下「法」という。) 第26条の2 <u>第1号及び第2号</u> に規定する施設 又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号） 第1条第9号に規定する施設に入所していない者	(受給資格) 第3条 (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号。以下「法」という。) 第26条の2 <u>第1号</u> に規定する施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設に入所していない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。